

令和7年1月28日判決言渡
令和5年（行ウ）第46号 懲戒処分取消請求事件
福岡地方裁判所第5民事部

判 決 骨 子

被告処分指針の「飲酒運転で物の損壊事故又は交通法規違反をした場合」に該当することは明らかであり、原告が自動車を運転していた時点では正常な運転操作を行うことが全く期待し難い酩酊状態にあったことが推認されるのであって、その危険性の程度は看過し難い程度に高いというべきである。また、原告の飲酒運転、逮捕等による被告の信頼度の低下及び被告の公務の遂行に与えた悪影響を軽視することはできない。したがって、本件処分に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められず、本件処分は適法である。

○主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。